

■表彰制度の検討

功労表彰（課題）

◆表彰対象者の要件の厳格化（基準年数・任期の導入）

《現行》

西東京市表彰条例第 3 条において、特別職等の職員に関し「功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち功績顕著な者に対して行う。」との規定があるのみで、対象要件として基準年数・任期等の定めはない。

《対応案》

表彰制度に対する市民理解の観点や他団体の状況（多摩 26 市中 18 市で基準年数等の定めがある）等を考慮し、各職の 1 任期以上の基準年数を要件として定める。（→西東京市表彰条例施行規則に規程を追加する。）

◆特典・待遇の簡素化（功労章贈呈の可否及び規格）

《現行》

西東京市表彰条例第 3 条第 2 項（功労表彰者に対しては、功労章、表彰状及び記念品を贈呈する。）に基づき、西東京市表彰条例施行規則様式第 2 号に示す規格（直径 14mm 総体 18 金製 「功」の部分銀張り 裏面「西東京市功労章」を刻字する。）の功労章を贈呈している。



直径 14mm
総体18金製 「功」の部分銀張り
裏面 「西東京市功労章」を刻字する。

《対応案》

表彰制度に対する市民理解の観点や他制度との整合性、合理化等を考慮し、①功労章贈呈の取り止め、又は、②規格変更を行う（簡素化）。（→①贈呈停止：西東京市表彰条例の一部改正 ②規格変更：様式第 2 号の改正を実施する。）

その他の対応（報告）

【一般表彰】市民表彰の活性化（地域貢献・ボランティア等）

市誕生 20 周年となる令和 2 年度の表彰式においては、地域貢献やボランティア活動に取り組む個人・団体について、関係部署に情報提供を求め、市民表彰の活性化を図る。

【共通】成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化（対応済み）

成年被後見人、又は被保佐人であることを理由に、不当に差別されることのないよう、現状において権利の制限が設けられている制度に対し、適正化等を図ることを目的とする「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、本年 6 月に公布されたことから、その趣旨を踏まえ、規定を整備した。

《対応》

● 西東京市表彰条例の一部改正

表彰条例における、第 9 条「功労表彰者への待遇の停止」、第 10 条「適用の除外」の条文から、「成年被後見人及び被保佐人」の文言を削除

（→令和元年西東京市議会第 3 回定例会で西東京市表彰条例の一部を改正する条例が可決。令和元年 9 月 20 日公布・施行）

● 市民栄誉賞規則の一部改正

市民栄誉賞規則における、第 4 条「欠格事項」の条文から「成年被後見人及び被保佐人」の文言を削除（→令和元年 9 月 20 日公示）